
令和 8 年度

尼崎市子育てサークル育成事業補助金
募集要項

尼崎市こども青少年局
こども福祉課

1 目的

子育てを楽しむ環境づくりを推進していくため、それぞれの地域で活動している子育てサークル(以下「サークル」という。)に対し、予算の範囲内において尼崎市子育てサークル育成事業補助金を交付することにより、自主的なサークル活動を支援するとともに、子育ての不安感・孤立感を軽減して子育てを楽しむ環境づくりを推進し、児童の健全育成を図ることを目的とする。

2 補助対象事業

- (1) 児童及びその親を対象として、その親子が共に交流する場を提供し、集団生活の経験を通して社会性を身につける事業
- (2) 児童及びその親を対象として、地域において創意工夫し、子育て意識を高める支援活動を自主的に実施し市長が適当と認めた事業

3 補助対象団体

- (1) 市内に活動拠点があり、児童を持つ保護者が集まり、サークルを組織し、保護者自らが児童の保育を行うとともに、育児に関する知識や技術の習得、親子の友だちづくりをめざして定期的に活動すること。
- (2) 事業の実施回数が、1回あたり2時間を単位として、1年間に延べ20回以上定期的に活動すること。ただし、期間が6ヶ月間の場合、6ヶ月間に延べ10回以上定期的に活動すること。
- (3) サークル内に、保育士、幼稚園教諭または小学校教諭の資格を持った指導者がいること。
- (4) 児童と保護者が、年度内において5組以上参加すること。(申請時においては3組以上可)
- (5) 規約、組織、役員等が明確であること。
- (6) 傷害保険に加入すること。
- (7) 当該事業を行うに当たって知り得た個人情報の取り扱いについて十分に注意すること。
- (8) サークル活動が宗教、政治又は営利を伴う活動でないこと。
- (9) 尼崎市暴力団排除条例(平成25年3月7日条例第13号)に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者でないこと。
- (10) サークルの収入及び支出の状況が常に明確であること。

4 補助金の額

1サークルにつき年額45,000円を上限として、予算の範囲以内で交付する。

5 補助対象経費

- (1) 報償費(外部の講師に限る。)
- (2) 需用費(消耗品費、印刷製本費)
- (3) 役務費(郵送料、保険料)
- (4) 使用料及び賃借料

6 募集要領等の配布

令和8年3月2日(月)～3月16日(金) こども福祉課、ホームページにて

7 申請書提出締切日

令和8年3月16日(月)午後5時まで

8 提出書類

- (1) 尼崎市子育てサークル育成事業補助金交付申請書
- (2) 当該年度の事業計画書(別紙1)
- (3) 当該年度の収支予算書(別紙2)
- (4) 会員名簿(別紙3)
- (5) サークル規約(設立年月日記載)
- (6) サークル指導者資格証書

以上

【問い合わせ先】

尼崎市こども青少年局 こども福祉課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

電話:06-6489-6349 FAX:06-6482-3781

メール:ama-kodomo-support@city.amagasaki.hyogo.jp